

立山町定住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への定住促進及び地域経済の活性化を図るため、町内で住宅を取得又はリフォーム(以下「住宅取得等」という。)した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、立山町補助金等交付規則(平成25年立山町規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自らの居住の用に供するため、町内に所有する一戸建て住宅をいう。ただし、併用住宅(居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合するもの)の場合は、居住の用に供する部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の2分の1以上あるものをいう。
- (2) 住宅取得 住宅を新築又は購入し、所有権を取得することをいう。
- (3) リフォーム 所有権のある住宅の機能や性能を維持又は向上させるため、所有権移転登記完了後1か月以内に締結した契約に基づき住宅及び住宅の一部を修繕、補修、更新(取替え)等又は住宅の増築を行うこと。
- (4) 子世帯 補助金の交付申請日において、中学生以下の者(胎児を含む。)を含む世帯員で構成される世帯又は夫婦の年齢の合計が80歳未満である世帯をいう。
- (5) 親世帯 子世帯のいずれかの2親等内の直系尊属の世帯をいう。ただし、介護保険施設、在宅とされる施設これに準ずる施設に入所し、又は入居している場合を除く。
- (6) 三世帯同居 子世帯と親世帯から構成される三世帯以上の直系親族が、同居又は近居している世帯をいう。
- (7) 同居 住民基本台帳上の同一世帯であって、同一の家屋で居住することをいう。
- (8) 近居 同一又は隣接する敷地内で居住することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、住宅取得に係る契約を締結した者又は住宅の所有権を持つ者がリフォームに係る契約を締結した者であり、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、三世帯で同居す

るためのリフォームに係る契約については、住宅所有権を持つ者の子世帯又は孫世帯も補助対象者となることができるものとする。

- (1) 立山町内に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録をしていること。
- (2) 世帯全員が、立山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例(平成19年立山町条例第2号)第2条第1号に規定する町税等を滞納していないこと。
- (3) 世帯全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 立山町移住定住事業補助金、立山町三世帯住宅取得支援事業補助金及び立山町新婚世帯新生活支援事業補助金の交付並びに立山町若年世帯新生活支援事業行政ポイントの付与を受けていないこと。
- (5) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがない住宅であること。

(補助対象住宅)

第4条 補助金交付の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和3年4月1日以後の契約に基づき住宅取得等をした住宅であること。
- (2) 住宅取得等に要する費用(消費税及び地方消費税の額に相当する金額を含む。)が100万円以上であること。
- (3) 賃貸を目的とするものでないこと。
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に基づき、適正に建築された住宅であること。
- (5) 居住部分の延べ面積が70平方メートル以上であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、住宅取得等に要する経費のうち、居住の用に供する部分に係るものとする。ただし、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費に含めないものとする。

- (1) 車庫、カーポート及び物置等の設置工事
- (2) 門、塀、その他の外構工事
- (3) 敷地造成

- (4) 移動や取り外しが可能な家具の購入及び設置並びに家電製品の購入
 - (5) 電話及びインターネット等の配線工事
 - (6) 公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事
 - (7) 補助金の交付を受けようとする世帯の者が自ら施工する工事
 - (8) リフォームを伴わない解体工事
 - (9) その他町長が補助の対象として適当でないと認める工事
- (補助金額)

第6条 基本額は、10万円とする。

2 補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、別表に定める額を前項の補助金の額に加算して交付するものとする。

- (1) 県外から転入した場合
- (2) 空き家情報バンクに登録された物件である場合
- (3) 町内施工業者が施工した場合
- (4) 新たに三世帯同居する場合
- (5) 交付申請日において、世帯員のいずれか1名以上が町内で就労している場合（町内の事業所で勤務または町内で起業している場合）

3 補助金の額は、前2項により算出した合計額又は補助対象経費の2分の1のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該事業の代金の支払が完了した日の翌日から起算して1年以内に、立山町定住促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の写真(リフォームの場合は、施工箇所の工事着工前及び工事完了後の写真)
- (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) 建物の登記事項証明書
- (5) 配置図及び各階平面図
- (6) 住宅の位置図
- (7) 世帯全員の住民票(三世帯同居の場合は、三世帯同居世帯全員の住民票であり、申請書提出日から起算して1月以内に発行されたもの)

- (8) 県外からの転入の場合、戸籍の附票等県外で連続して5年以上居住していたことがわかるもの(申請書提出日から起算して1月以内に発行されたもの)
- (9) 三世同居の場合、戸籍全部事項証明書等親子関係がわかるもの(申請書提出日から起算して1月以内に発行されたもの)
- (10) 妊婦の場合、母子健康手帳
- (11) 町内で就労の場合、町内の事業所で勤務または町内で起業していることが分かるもの(申請書提出日から起算して1月以内に発行されたもの)
- (12) その他町長が必要と認める書類
(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、立山町定住促進事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(返還の届出)

第9条 補助金の交付の決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、補助金の交付決定を受けた日から3年以内に別表4の要件を満たさなくなったときは、要件を満たさなくなったときから30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、立山町定住促進事業補助金返還届(様式第3号)を町長に届け出なければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、立山町定住促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく前条の届出をしなかったとき。
- (3) 町長が相当の理由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、第9条の届出があったとき又は前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を命ずることができる。

2 第9条の届出において、町長が相当の理由があると認めるときは、返還額を減ずることができる。

3 第1項の規定による返還請求は、立山町定住促進事業補助金返還請求書(様式第5号)により行うものとする。

4 第1項の規定による返還請求を受けた交付決定者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

1 県外から転入した場合

事業区分	新築、購入、リフォーム
要件	次に掲げる要件に該当すること。 (1) 富山県内に住民票を異動する直前に、世帯全員が連続して5年以上、 県外に在住していたこと。ただし、5歳以下は除く。 (2) 住宅取得等に係る契約を締結した日において、転入日から3年以内で あること。ただし、県外から県内の他市町村に転入し、3年以内であるこ とを含む。
加算額	40万円

2 空き家情報バンクに登録された物件である場合

事業区分	購入、リフォーム
要件	次に掲げる要件に該当すること。 (1) 立山町空き家情報バンク設置要綱(平成25年立山町告示第95号)第4条 第2項の規定により登録された空き家を購入又は購入後にリフォームする こと。 (2) 立山町空き家情報バンク設置要綱第7条第2項の規定により利用登録 を受けた者が住宅取得等を行うこと。
加算額	20万円

3 町内施工業者が施工した場合

事業区分	新築、購入、リフォーム
要件	町内に本店又は主たる事業所を有する法人又は個人による施工であること。
加算額	10万円

4 新たに三世代同居する場合

事業区分	新築、購入、リフォーム
要件	次に掲げる要件に該当すること。 (1) 三世代同居するために、新たに住宅取得等を行うこと。 (2) 交付決定日から3年以上三世代同居が継続すること。
加算額	同居の場合 30万円 近居の場合 20万円

5 町内で就労している場合

事業区分	新築、購入、リフォーム
要件	補助金の交付申請日において、世帯員のいずれか1名以上が町内の事業所で勤務または町内で起業していること
加算額	10万円